

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄） 1
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄） 1

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（委任規定）

第二十三条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（駐屯地）

第五十条 陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（地方協力本部のみが所在する施設を除く。以下本項中同じ。）を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、最寄りの駐屯地の一部となるものとする。

2 駐屯地（三月以内の期間を限つて所在するものを除く。）の名称及び位置は、別表第七のとおりとする。

別表第七（第五十条関係）

名称	位置
名寄駐屯地	名寄市
留萌駐屯地	留萌市
遠軽駐屯地	北海道紋別郡遠軽町
旭川駐屯地	旭川市
滝川駐屯地	滝川市
上富良野駐屯地	北海道空知郡上富良野町
美幌駐屯地	北海道網走郡美幌町
別海駐屯地	北海道野付郡別海町
美唄駐屯地	美唄市
釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町
岩見沢駐屯地	岩見沢市
札幌駐屯地	札幌市
丘珠駐屯地	札幌市
真駒内駐屯地	札幌市
北千歳駐屯地	千歳市
東千歳駐屯地	千歳市

土浦駐屯地	茨城県稲敷郡阿見町
勝田駐屯地	ひたちなか市
郡山駐屯地	郡山市
福島駐屯地	福島市
神町駐屯地	東根市
秋田駐屯地	秋田市
船岡駐屯地	宮城県柴田郡柴田町
仙台駐屯地	仙台市
大和駐屯地	宮城県黒川郡大和町
多賀城駐屯地	多賀城市
霞目駐屯地	仙台市
岩手駐屯地	滝沢市
八戸駐屯地	八戸市
弘前駐屯地	弘前市
青森駐屯地	青森市
函館駐屯地	函館市
静内駐屯地	北海道日高郡新ひだか町
俱知安駐屯地	北海道虻田郡俱知安町
幌別駐屯地	登別市
白老駐屯地	北海道白老郡白老町
安平駐屯地	北海道勇払郡安平町
島松駐屯地	恵庭市
南恵庭駐屯地	恵庭市
北恵庭駐屯地	恵庭市
鹿追駐屯地	北海道河東郡鹿追町
帯広駐屯地	帯広市

霞ヶ浦駐屯地	土浦市
古河駐屯地	古河市
北宇都宮駐屯地	宇都宮市
宇都宮駐屯地	宇都宮市
相馬原駐屯地	群馬県北群馬郡榛東村
新町駐屯地	高崎市
大宮駐屯地	さいたま市
朝霞駐屯地	東京都練馬区
松戸駐屯地	松戸市
習志野駐屯地	船橋市
下志津駐屯地	千葉市
木更津駐屯地	木更津市
練馬駐屯地	東京都練馬区
十条駐屯地	東京都北区
市ヶ谷駐屯地	東京都新宿区
三宿駐屯地	東京都世田谷区
目黒駐屯地	東京都目黒区
用賀駐屯地	東京都世田谷区
小平駐屯地	小平市
東立川駐屯地	立川市
立川駐屯地	立川市
座間駐屯地	相模原市
横浜駐屯地	横浜市
久里浜駐屯地	横須賀市
武山駐屯地	横須賀市
新発田駐屯地	新発田市

千僧駐屯地	伊丹駐屯地	川西駐屯地	信太山駐屯地	八尾駐屯地	大久保駐屯地	宇治駐屯地	桂駐屯地	福知山駐屯地	大津駐屯地	今津駐屯地	明野駐屯地	久居駐屯地	豊川駐屯地	守山駐屯地	春日井駐屯地	板妻駐屯地	駒門駐屯地	滝ヶ原駐屯地	富士駐屯地	松本駐屯地	北富士駐屯地	鯖江駐屯地	金沢駐屯地	富山駐屯地	高田駐屯地
伊丹市	伊丹市	川西市	和泉市	八尾市	宇治市	宇治市	京都市	福知山市	大津市	高島市	伊勢市	津市	豊川市	名古屋	春日井市	御殿場市	御殿場市	御殿場市	静岡県駿東郡小山町	松本市	山梨県南都留郡忍野村	鯖江市	金沢市	砺波市	上越市

熊本駐屯地	熊本市
竹松駐屯地	大村市
大村駐屯地	大村市
相浦駐屯地	佐世保市
対馬駐屯地	対馬市
(略)	(略)
前川原駐屯地	久留米市
久留米駐屯地	久留米市
小郡駐屯地	小郡市
飯塚駐屯地	飯塚市
小倉駐屯地	北九州市
春日駐屯地	春日市
福岡駐屯地	春日市
高知駐屯地	香南市
松山駐屯地	松山市
善通寺駐屯地	善通寺市
徳島駐屯地	阿南市
山口駐屯地	山口市
海田市駐屯地	広島県安芸郡海田町
三軒屋駐屯地	岡山市
日本原駐屯地	岡山県勝田郡奈義町
出雲駐屯地	出雲市
米子駐屯地	米子市
和歌山駐屯地	和歌山県日高郡美浜町
姫路駐屯地	姫路市
青野原駐屯地	小野市

健軍駐屯地	熊本市
北熊本駐屯地	熊本市
別府駐屯地	別府市
湯布院駐屯地	由布市
玖珠駐屯地	大分県玖珠郡玖珠町
えびの駐屯地	えびの市
都城駐屯地	都城市
川内駐屯地	薩摩川内市
国分駐屯地	霧島市
奄美駐屯地	奄美市
那覇駐屯地	那覇市
南那覇駐屯地	那覇市
宮古島駐屯地	宮古島市
石垣駐屯地	石垣市
与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町